

## 高萩市が目指す小中学校の適正規模

### ○学校の適正規模

	基準	理由
小学校	各学年 2 学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全学年でクラス替えが可能となること</li> <li>・ 同学年に複数の教員が配置できること</li> </ul>
中学校	各学年 3 学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動の選択肢が増えること</li> <li>・ 国語・社会・数学・理科・英語に複数教員を配置することで十分な教育効果が期待できること</li> </ul>

将来的に人口減少が進み前述の基準を満たすことができない場合を見込み、小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保し、様々な体験を積むことができるよう、一定の集団規模を確保できる小中一貫教育の導入について、併せて検討していきます。

### ○適正配置の方向性

通学に関しては、距離だけでなく、児童生徒の発達段階、道路の状況など児童生徒の負担面や安全面を十分に考慮する必要があると考えます。

このため、高萩市においては、適正配置に関する基準は設けずに柔軟に対応するとともに、一定の通学時間を要する場合や地理的な条件などにより徒歩又は自転車での通学が困難と思慮される児童生徒については、公共交通の利用やスクールバスの導入により、児童生徒や保護者に過度の負担をもたらさないよう配慮していきます。

適正配置の基準は設けず、一定の通学時間を要する児童生徒については、公共交通やスクールバスにより通学することとします。

○適正規模の範囲に近づけるための対応策例

学校の統合	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を設置する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
通学区域の見直し	隣接する学校区を変更する。	
学校選択制	①自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの